



秋の味覚をお届けします

9月5日(日)に占冠村農業経営研究会による日曜朝市が行われました。とうもろこし、かぼちゃ、えだまめ、セロリ、ユウガオ、しいたけ、はちみつ、花鉢など、村内の畑作農家などが出店し、種類豊富な新鮮野菜がずらりと並べられました。訪れた村民や立ち寄った人々は、生産者と「どうやって食べるの?」などと話しながら、野菜を手にとっていました。



離れていても「つながろう」

占冠村社会福祉協議会が主催する『ふれあい広場』の代替事業として、『2021 つながりプロジェクト』が実施されます。制約が続く生活の中で、どうかみなさんと「つながりたい」という思いから、みなさんの写真をつなぎ合わせて、大きなつながりを作る企画です。平日9時から17時の間、10月末日まで占冠村保健福祉センター ノンノで写真撮影を行っています。詳しくは社会福祉協議会 ☎(56) 2700 までお電話下さい。

ウッドワン賞を受賞

トマム学校5年生の関谷壮恭さんが第45回全国児童・生徒木工工作コンクールに応募し、『最後のとりで』という作品で「ウッドワン賞」を受賞しました。全国9,327作品もの応募があり、その中から24作品が各賞に選ばれています。関谷さんは「工夫したのは”顔”。不思議な形の木を上手く組み合わせせて表現した。」「コロナで授賞式(九州)に行けなくて残念。」と話していました。



北海道社会貢献賞を受賞

9月16日(木)に富良野保健所にて令和3年度北海道社会貢献賞の伝達が行われ、夏井忠之さん(字上トマム)が食品衛生功労者として表彰されました。占冠食品衛生協会支部長・富良野地方食品衛生協会副会長を務められ、地域における食品衛生の向上・指導育成の功績が認められました。夏井さんは受賞に際して「一つの事故が地域全体に影響を与える。特にコロナ禍では手洗いを徹底し、お客様に安心して利用してもらえるよう、衛生管理を地域全体で取り組んで行きたい。」と話していました。

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除対象です

国民年金保険料は所得税法および地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万が一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れないようキチンと納めましょう。

留意事項

- 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- 領収証書

控除の対象は?

○令和3年1月から令和3年12月までに納められた保険料の全額

過去の年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご自身の保険料だけでなく、ご家族(配偶者やお子様など)の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送られる予定です。申告書の提出の際には必ずこの証明書、または領収証書を添付してください。(9月下旬から10月上旬にかけてコンビニエンスストアで国民年金保険料を納付された一部の方は、11月中旬頃送られる予定です。) また、令和3年10月1日から12月31日までの間に、今年初めて国民年金保険料を納められた方へは、翌年の2月上旬に送られる予定です。

年金生活者支援給付金制度について

対象となるのは?

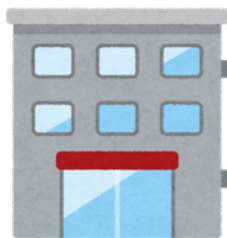
年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。年金生活者支援給付金を受け取るには、年金生活者支援給付金請求書の提出が必要です。原則、お手続きいただいた翌月分から支給の対象となりますので、速やかな請求手続きをお願いします。

請求手続き

- 老齢基礎年金を受給している方
以下の要件をすべて満たしている必要があります。
・65歳以上の老齢基礎年金の受給者である。
・同一世帯の全員が市町村民税非課税である。
・前年の公的年金等の収入金額(※1)とその他の所得との合計額が8万1200円以下である。
- 既に年金を受給している方
年度新たに年金生活者支援給付金の支給対象となる人は、日本年金機構から請求手続きのご案内が順次届きます。はがき形式の「年金生活者支援給付金請求書」を記入し提出してください。
- 既に年金生活者支援給付金を受給している方
年金生活者支援給付金を受けている方で引き続き支給要件を満たしている場合、翌年以降のお手続きは原則不要です。

旭川年金事務所
☎0166(72)5002
までご相談ください。

年金事務所



- 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方
以下の要件を満たしている必要があります。
・障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者である。
・前年の所得(※2)が47万2万1000円(※3)以下である。
- これから年金を受給される方
年金の裁定請求手続きとあわせて、年金生活者支援給付金の認定請求の手続きを行ってください。

- ※1 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。
- ※2 障害年金・遺族年金等の非課税収入は、給付金の判定に用いる所得には含まれません。
- ※3 扶養親族の数に応じて増額。